大個審答申第166号

令和５年３月31日

大阪市長　松井　一郎　様

大阪市個人情報保護審議会

会長　金井　美智子

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成７年大阪市条例第11号。以下「条例」という。）第45条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から令和２年10月７日付け大鶴総第161号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第１　審議会の結論

実施機関が令和２年８月26日付け大鶴総第132号により行った開示請求却下決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第２　審査請求に至る経過

　１　開示請求

審査請求人は、令和２年８月12日、条例第17条第１項に基づき、実施機関に対し、「私及び私の世帯構成員全ての者の住民基本台帳に記載された事項（住民票上省略されるものも含む）」の開示を求める旨の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２　本件各決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「住民基本台帳に記載された事項のうち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第７条第１号から第８号の２まで及び第13号に掲げる事項（以下「本件情報１」という。）」及び「住民基本台帳に記載された事項のうち、住基法第７条第９号から第12号まで及び第14号に掲げる事項（以下「本件情報２」という。）」と特定した上で、本件情報１については、本件請求を却下する理由を下記のとおり付して、条例第23条第２項に基づき本件決定を、本件情報２については、条例第23条第１項に基づき、開示決定を行った。

記

上記事項については、住基法第12条第１項及び第５項に基づき、請求者は大阪市鶴見区長に対し、当該事項に係る住民票の写しの交付を請求し、交付を受けることができることから、条例第71条第４項に該当するため。

３　審査請求

審査請求人は、令和２年９月７日に本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第４条第１号に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第３　審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

１　本件審査請求の趣旨及び理由

開示請求の却下の決定を取り消し、開示することを求める。

住民票の交付を受けたところ、省略・米印（以下、省略という。）箇所があったため、住民基本台帳の開示を求めたところである。

ところが、住民票の写しの交付を受けることで、住民基本台帳の情報を得ることができるという理由で本件却下を決定することは、何ら正当な理由になっていないから、この決定は取り消すのが相当である。

住民基本台帳法第12条において、「・・・省略することができる・・・」とあるが、これは「省略しなさい」という意味ではない。法的根拠を丁寧に説明し本人の同意を得ての上での省略であるから、同意していない以上、省略箇所がない全てを記載した住民票を交付することが正当であり、省略することは情報の隠ぺいと言わざるを得ない。

そもそも、私自身の情報を得ることは市民の権利であり、隠ぺい（省略したこと）した行為は市民の権利を侵す行為である。

最後に、大阪市には市民に寄り添った行政をお願いします。また、意図的な操作ができる住民票ではなく、住民基本台帳の開示をお願いします。

２　その他の主張

審査請求人は口頭意見陳述において、自らが交付を受けた住民票の写しに「住民票の原本と相違ないことを証明する。」との記載があることから、住民基本台帳と住民票の写しは全く同一の記載であるべきという旨の主張をしている。

第４　実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件情報１は、住民票の記載事項について定めた住基法第７条に規定する第１号から第14号までの計18の項目のうち、同条第１号から第８号の２まで及び第13号の「氏名」「出生の年月日」「男女の別」「世帯主の氏名及び世帯主との続柄」「戸籍の表示」「住民となった年月日」「住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日」「新たに市町村の区域内に住所を定めた者についてはその住所を定めた届出の年月日及び従前の住所」「個人番号」及び「住民票コード」の10の項目の各情報であり、交付請求を行い取得できる本市様式の住民票の写しに記載されている情報である。

本件情報１の内容の全てが本市の住民票の写しの様式に含まれており、住基法に基づき住民票の写しの交付請求をし、交付を受けることができることから、条例第71条第４項本文の「保有個人情報…の開示、訂正又は利用停止について他の法令等の定めがあるとき」に該当する。

当該交付請求の期間についての限定はなく、方法も閲覧だけに限定されてはおらず写しの交付を受けることができることから、同項ただし書の「保有個人情報…の開示をすることができる期間又は方法等が限られている」には該当しない。

以上の理由により、本件情報１の開示は条例第71条第４項本文に該当し同項ただし書には該当しないことから、本件情報１の開示については住基法の定めるところによるべきものとして、条例第23条第２項に基づき、本件決定を行った。

第５　審議会の判断

１　基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第１条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第３条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

２　争点

実施機関は本件情報１を条例第71条第４項に該当するものとして却下したのに対し、審査請求人は自らの情報は開示されるべきと主張している。

したがって、本件各審査請求における争点は、本件情報１の条例第71条第４項該当性である。

３　住民票の写しの交付事務について

住基法により、市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならないとされている。また、住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付を請求することができる（住基法第12条第１項）。

住民票の写しの交付事務について事務局をして実施機関に確認させたところ、以下のとおりであった。

住民票には様々な事項が記載されており、その中には個人番号等、その取扱いに注意を要するものが含まれるところ、安易に住民票の写しにその全ての事項を記載すると、住民票の写しの交付を受けた請求人が第三者に当該写しを提出すること等により、本人が意図しないまま必要以上に個人情報が提供されることとなるおそれがある。そのため、住民票の写しの交付事務においては、提供の必要な個人情報以外の情報を誤って提供してしまうことのないよう、その使用目的を確認するとともに、申請用紙に記載が必要な情報を選択するチェック欄を設けるなどして、記載不要な項目には「記載省略」と記載した住民票の写しを交付している。また、請求人より、通常は住民票の写しでは省略する事項の記載を希望する旨の申出があった際などには、これらの事項を省略せず記載した住民票の写しを交付しており、実際に実施機関は審査請求人に対し一部事項を記載省略した住民票の写しを交付した後、審査請求人の申出があったため、記載可能な情報をすべて記載した住民票の写しも交付している。

また、住民票の項目のうち「旧氏」は、「旧氏の記載請求書」の届出があった場合に過去の戸籍上の氏を記載し、住民票の写しにも記載するものであり、戸籍上の氏が変わったことがない場合や、戸籍上の氏が変わったことがあっても「旧氏の記載請求書」を届出していない場合は、住民票の写しに「＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊」と表示している。

　４　本件情報１の条例第71条第４項該当性について

当審議会において本件情報１と本市の住民票の写しの様式を見分したところ、同一の内容が記載されていることが確認された。本件情報１は、住基法第12条第１項に基づき、住民票の写しの交付を請求することで入手できるものであるため、条例第71条第４項本文の当該情報の開示について他の法令等の定めがあるときに該当する。そして、住民票の写しの交付において開示を受けることができる期間の限定を定めた規定はない。また、住基法第12条第２項及び同項を受けた住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）第４条第１項において、住民票の写しの交付の請求は市町村長が適当と認める書類を提出してしなければならないとされているところ、住基法及びこれに基づく政省令において、これらの規定の適用を除外する規定もないことから、住基法上の写しの交付とは異なる方法による開示は禁止されている。したがって、条例第71条第４項本文に該当し、同項ただし書に該当しないものであるため、本件情報１の開示については住基法の定めるところによるべきものであることが認められる。

また、審査請求人は交付を受けた住民票の写しに「住民票の原本と相違ないことを証明する。」との記載があることから、住民基本台帳と住民票の写しは全く同一の記載であるべきという旨の主張をしているが、「住民票の原本と相違ないことを証明する。」とは、住民票の写しに記載されている内容はその原本に記載されている情報を記載していることを示す趣旨であり、住民票の原本そのものの写しを作成したという趣旨ではないことから、本件主張は採用することができない。

５　結論

以上により、第１記載のとおり、判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

委員　金井　美智子、委員　岡澤　成彦、委員　塚田　哲之、委員　野田　崇

（参考）調査審議の経過　令和２年度諮問受理第130号

|  |  |
| --- | --- |
| 年　月　日 | 経　　　　過 |
| 令和２年10月７日 | 諮問書の受理 |
| 令和３年２月３日 | 実施機関から意見書の収受 |
| 令和４年６月１日 | 調査審議 |
| 令和４年７月６日 | 調査審議 |
| 令和４年８月３日 | 調査審議（審査請求人の口頭意見陳述） |
| 令和４年９月７日 | 調査審議 |
| 令和４年10月12日 | 調査審議 |
| 令和４年11月９日 | 調査審議 |
| 令和５年３月31日 | 答申 |